

嵐山町子ども子育て会議の委員を募集します

「嵐山町子ども子育て会議」は、町が取組む子ども子育て施策について審議していただく会議です。町民の皆さんから広くご意見をいただくため、この会議の委員を募集します。

【募集人数】 2名

応募多数の場合は選考

詳細はホームページをご覧ください。

健康いきいき課からのお知らせ

TEL 0493-59-6911

献血にご協力ください

血液は、人工的に作る事ができず、長期間の保存もできません。そのため必要な血液を十分に確保しておくためには毎日新しい血液を確保する必要があります。大切な命を救うためご協力をお願いします。

【5月27日(火)】

①10時～11時45分②13時～16時

場町民ホール

「8020よい歯のコンクール」参加者募集のお知らせ

比企都市歯科医師会主催で、「第26回歯の健康祭りコンクール」が開催さ

れます。当日は、「むし歯予防ポスタ

「展」とあわせて「8020よい歯の

コンクール」が開催されます。このコ

ンクールは、80歳になっても自分の歯

を20本以上保ち、健やかな生活を楽し

もうという「8020運動」の推進を

目的に実施するものです。

【6月15日(日)】

場 東松山市保健センター

応募資格 令和7年4月1日時点で80

歳以上で、自分の歯が20本以上あり、

当日に会場にお越しいただける方。

【5月7日(水)～23日(金)までに健康

いきいき課までご応募ください。

環境課からのお知らせ

TEL 0493-62-0719

春の美化清掃運動の実施

生活環境の保全と公共衛生の向上を図り、快適な環境づくりを進めるため、美化清掃運動を行います。

【5月25日(日)】 8時30分～

※地域により実施日時・実施場所が異なる場合があります。各区の実施日時

・場所については、区長、美化推進委員にお問い合わせください。

※雨天時の実施についても、同様です。

【活動内容】 道路、歩道、公園、水路などの美化清掃(ご家庭のごみは出さな

除申請は、7月1日から申請可能です。※過年度の申請についても、申請月から2年1か月前まで遡って免除申請が可能となりました。申請が遅れ、保険料が未納の場合には、障害基礎年金などを受け取れない場合もあります。免除を希望される場合は、すみやかに申請手続きを行ってください。※マイナンバーでも申請が可能です。

間川越年金事務所 TEL 049-242-2657

上下水道課からのお知らせ

TEL 0493-62-0728

6月1日(日)～7日(土)は、水道週間です。

「透き通る 誇れる水に 感謝する」水道週間は日常のくらしに絶え間なく使われている水道に、理解と関心をさらに深めていただく週間です。上下水道課では、毎日の生活に欠かすことのできない水を安全に安定的にお届けするために、水道事業を推進しております。期間中(土、日を除く)は、施設見学も受付しております(工事中の施設を除く)。ご希望の方は、事前に電話予約をお願いします。

▼注意事項 当日は顔写真入り身分証(運転免許証など)をご持参のうえ、動きやすい服装でお越しください。

いでください)

参加者 地域住民と各種団体

町民課からののお知らせ

TEL 0493-62-2154

法務省からののお知らせ



5月26日から戸籍にフリガナが記載されることに伴い、5月以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される氏名のフリガナの通知が届きます。誤りがないか、必ず確認をお願いします。▼フリガナが、誤っていたら…

令和8年5月25日までに、届出をお願いします。マイナンバーを利用したオンラインでの届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口でも届出ができます。詳しくは、右記QRコードからご確認ください。

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

【5月17日(土)】 9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも利用いただけます。平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務住民票等証明書の発行や住民異動の手続きはできません。

こんな場合は保険適用になりません

国保に加入していても、次のようなときはマイナ保険証や資格確認書が使えませんので、ご注意ください。

- 《病気とみなされないもの》
▼健康診断、人間ドック(年齢により町からの助成があります。詳しくはP17)健康いきいき課の健診情報をご覧ください。
▼予防注射
▼美容整形、歯列矯正
▼正常な妊娠、出産
▼経済上の理由による妊娠中絶
▼軽度のシミ、アザ、わきが等
《ほかの保険が使えるもの》

- ▼業務上(仕事や通勤中)の病気やケガ
▼「労災保険の対象」になります
▼以前の職場の保険が使えるとき
《第三者からの行為による病気やケガ》
▼交通事故・他人の飼犬にかまれた・飲食店で食中毒にあった等

- ※ただし、届出をすれば国保で治療することが出来ます。事故等にあつたら、まず役場へご相談ください。
《保険給付が制限されるもの》
▼けんか、泥酔などによるケガや病気
▼故意の事故・犯罪によるケガや病気
▼医師や国保の指示に従わないとき

第40回日露の会 俳画展

俳画教室会員の作品展

【5月30日(金)～6月1日(日)】

9時～17時(初日12時～、最終日16時まで)

【場】ふれあい交流センター

【開】白露の会 田幡

TEL 090-4241-8646

第2回武蔵嵐山を描く展 スタンプラリー開催

好評につき、第2回目の開催です。町内外から嵐山町を描いた絵がたくさん集まりました。同時にラベンダーやオオムラサキ等嵐山町の見所のスタンプラリーも行います。スタンプを4つ集めて、景品と交換しましょう。
【6月13日(金)～22日(日)】 10時～16時



武蔵嵐山を描く会 高橋淳子 TEL 0493-62-7584
090-7406-3430

国民年金保険料の免除制度

保険料の未納状態が続くと、将来受給できる年金額に影響がでる以外に、不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。

1申請免除 所得が少なく保険料の納付が困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。
※承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。
①全額免除 ②4分の3免除
③半額免除 ④4分の1免除

納付書は、承認通知書と合わせて日本年金機構から送られます。期限内に納付ください。

2納付猶予 50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

3申請免除等の承認期間と申請時期

免除申請の承認期間は、原則7月から翌年6月までです。令和7年度の免